

新型コロナウイルス感染症対策 不妊治療中の方へのお知らせ

新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和2年度の不妊治療等を延期された夫婦に対しては、広島県が実施する不妊検査費等助成事業と不妊治療支援事業の対象年齢を緩和します。

－ 不妊検査・一般不妊治療 －

新型コロナウイルス感染防止の観点で、令和2年度に不妊検査・一般不妊治療を延期した夫婦に対し、不妊検査費等助成事業の対象年齢を1年延長します。

助成対象

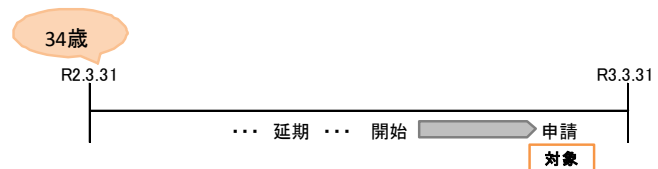
不妊検査・一般不妊治療の自己負担額の1/2（上限5万円）

対象年齢

（現行）不妊検査を開始したときの妻の年齢が35歳未満。

（特例）令和2年3月31日時点で妻の年齢が34歳の夫婦であって、
不妊検査を開始したときの妻の年齢が36歳未満であれば助成対象とします。

※令和2年度中に申請をしてください。



－ 特定不妊治療（体外受精・顕微授精） －

新型コロナウイルス感染防止の観点で、令和2年度に特定不妊治療を延期した夫婦に対し、不妊治療支援事業の年齢要件を緩和します。

助成対象

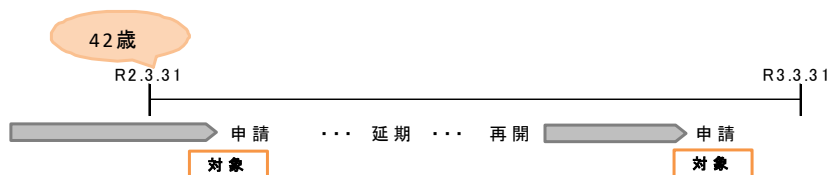
指定医療機関で受けた、保険適用外の体外受精・顕微授精

対象年齢

（現行）治療を開始したときの妻の年齢が43歳未満。

（特例）令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の夫婦であって、
治療を開始したときの妻の年齢が44歳未満であれば助成対象とします。

※令和2年度中に申請をしてください。



通算助成回数

（現行）初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満であれば通算6回。

（特例）令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳の夫婦であって、
初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢が41歳未満であれば、
通算6回助成します。